

日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者  
養成校・養成機関に関する Q&A  
(2009・2010 年度 養成校・養成機関説明会質疑応答)

1. 養成校・養成機関の申請について

1) 養成校の申請から決定までの期間は？

2 週間から 1 カ月程度です。

補足：本年 10 月の養成校対象認定試験の受験を希望される場合は、7 月末頃までに養成校の申請をお済ませください。

2) 申請書の提出時期は？

年間を通じて随時受け付けております。

3) 複数の学科やコースが申請する場合の認定登録料は？

学科・コース数に関係なく学校単位で一律 1 万円（税別）が認定登録料となります。その際、申請される学科・コースのシラバスをご提出ください。

4) 養成校・養成機関であることの外部への告知はいつから可能ですか？

養成校認定証が届いた日から外部への告知が可能です。

5) 学校または学部・学科を新設する場合、提出するシラバスは計画中的のものでも可能ですか？

科目の概要等の資料でも審査は可能です。シラバスは、作成完了後にご提出ください。

6) 対応科目を担当する教員の資格等の条件の有無はありますか？

教員が保有すべき資格等の規定はありません。

7) 対応科目として認定されるためには、該当する内容の授業は何時間必要ですか？

対応科目に該当する内容は授業にて 120 分以上実施することが必要です。

8) 対応科目の授業は『トレーニング指導者テキスト』が必須ですか？

必須ではありませんので、各校が従来使用している教科書で構いません。ただし、認定試験は『トレーニング指導者テキスト』を元に出題されます。

9) 対応科目は申請した学部・学科の授業でなければいけませんか？

シラバスで該当する科目の内容が 120 分以上含まれていることが認められれば、申請学部・学科以外の科目でも認められます。また、卒業論文等のゼミナールの授業も対象となります。

10) 今年度申請した場合、在學生は前年度の履修科目も受験資格として認定されますか？

養成校と認定された年度に在学中であれば、認定年度前に履修した科目も認められます。

補足：養成校・養成機関認定前に卒業された方については対象外となります。

11) 養成校・養成機関認定後に対応科目に変更や追加が生じた場合には再申請が必要ですか？

養成校の場合：新しい対応科目表と該当科目のシラバスをご提出ください。科目を担当する教員の変更のみの場合には、提出は不要です。

養成機関の場合：新しい対応科目表と該当科目のシラバス、教育担当者経歴一覧（様式 4）をご提出ください。

**12) 更新の認定料が不要になる対象は、いつの認定以降が対象ですか？**

規定変更以前より認定されている養成校・養成機関も対象となります。

**13) 更新時の案内はどのように届きますか？**

養成校・養成機関の更新を迎える前に、協会より各校の担当の先生へ、対応科目のカリキュラムや申請学科名等に変更がないか、書面で確認事項の案内をお送りします。

**2. 養成校・養成機関対象認定試験について**

**1) 履修見込の場合でも受験が可能ですか？ 合格後に履修できなかった場合は？**

受験年度内に履修見込であれば受験が可能です。合格後、履修見込みであった科目の単位が修得できなかった場合には、事務局までご連絡ください。資格の認定は保留となりますが、該当科目の単位が修得できた時点で資格が認定されます。この際には、該当科目の単位を修得したことを証明する書類と合格通知（コピー）を事務局までお送り下さい。

**2) 受験申請時に履修見込みの科目があった場合には、学期終了後に履修証明書が必要ですか？**

履修証明書の提出は必要ありません。履修ができなかった場合のみ、上記1)の通り協会宛にご連絡ください。

**3) 対応科目を履修・履修見込みであれば、卒業年度以前でも受験可能ですか？**

対応科目の履修（履修見込み含む）が確認できれば、何年次でも受験可能です。

**4) 対応科目表に記載されている科目は全てを履修しなくてはならないのですか？**

複数の対応科目に認定された科目の場合、この一つの科目を履修すれば、複数の対応科目を履修したものとみなします。また、一つの対応科目について複数の科目が認定されている場合には、いずれかの科目を履修することで、対応科目を履修したと見なします。

**5) 受験申請書は教員が作成しても構いませんか？**

受験申請書・対応科目履修証明書は、学生ご自身が作成いただいても、教員の方が予め科目名等をご記入されるなど、まとめて作成いただいても構いません。いずれの場合にも、書類の情報に誤りが無いかをご確認いただき、対応科目履修証明書には必ず担当の先生のご捺印をお願いします。

**6) 養成校の科目等履修生が受験することは可能ですか？**

在学生と同様、養成校で該当する科目を受験年度に、履修または科目履修見込みであれば受験可能です。

**7) 今年度の養成校対象認定試験を受験した場合、可否の通知はいつ頃になりますか。**

可否については、試験実施から2週間以内に受験者本人と養成校及び養成機関のご担当者あてに通知致します。不合格者には、結果の通知と共に次回の認定試験の要項を同封いたします。期日までに受験申請を行っていただければ次回の受験が可能です。

**8) 養成校の在学生在が一般の認定試験を受験することは可能ですか。**

養成校・養成機関の学生の場合、最初に受けていただく試験は養成校・養成機関対象の認定試験となります。不合格の場合には、一般の認定試験を受験することができます。

- 9) 養成校に在学中に養成校対象認定試験を受験せず、卒業後に一般の認定試験を受験することは可能ですか。  
在学中と同様、養成校の卒業生として養成講習会の免除を希望される場合には、最初に養成校・養成機関対象認定試験を受験してください。
- 10) 過去の受験者数、全体の合格率、科目ごとの合格率を教えてください。  
2009年度までは非公開としていましたが、2010年度以降は本協会ホームページにて公開する予定です。
- 11) 出張試験を希望する場合、養成校・養成機関の受験者数が50人に満たない場合、近隣の他校と合同での実施は可能でしょうか。  
出張試験の申請は50名以上で可能ですが、25名以上の場合には仮申請をして頂き、近隣の学校と合同で行う事ができます。25名以下の場合でも事務局までご相談下さい。
- 12) 出張試験に関する費用を教えてください。  
出張費用の内訳は、試験監督の交通費及び宿泊費の実費と諸経費です。  
詳細は事務局までご相談ください。通常、試験監督者の派遣は2～3名となります(受験者数・会場収容人数等によります)。
- 13) 養成校認定試験の開催に関して、JATIの各支部単位で取りまとめた実施は可能ですか。  
現在のところJATI支部単位での認定試験の実施はしておりませんが、2009年度より関東地区と近畿地区で開催しています。
- 14) 養成校対象出張試験の日程は指定された日でしか開催できないですか。  
指定された日程のご都合が悪い場合はご相談下さい。1月から3月の期間で調整致します。
- 15) 過去問題集の販売等は行っていますか。  
現在行っておりません。
- 16) 養成校・養成機関対象試験の受験料は？  
受験料は一般の認定試験同様、1人3万円(税別)、一般科目・専門科目どちらか一科目の場合には2万円(税別)です。合格者は合格後に個人正会員になる必要があります。個人正会員の年会費は1万円(税別)です。
- 17) 養成校試験合格後の入会手続きに期限はありますか？  
合格通知後1月以内に入会手続きを完了させてください。この期間が過ぎて入会の意思が認められない場合には合格を取り消す場合があります。
- 18) 認定資格を取得後、更新には何が必要となりますか？  
資格の更新には継続単位を5年間で15単位以上取得することが必要です。継続単位はJATI及び支部が主催する各種研修会のほか、JATIが継続単位の付与を認めた外部団体が主催する講習会にて取得することが可能です。
- 19) 学生へのガイダンス等で、JATIの資料を配布・使用することは可能ですか？  
養成校・養成機関説明会で使用したプレゼンテーション資料のデータについては送付可能です。また、協会案内(パンフレット)や各申請に関する要項・申請書もデータでお送りできますので、協会までご連絡ください。